

取扱区分：「公開」

平成27年第4回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成27年4月10日（金）午前10時17分～

於：周南市徳山保健センター 講義室3

## 平成27年第4回

### 周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成27年4月10日（金） 午前10時17分 ～ 10時53分

2 場 所 周南市徳山保健センター 講義室3

#### 3 会議に付した議案

議案第11号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第12号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第13号	農地法第5条の規定による許可申請について	6件
議案第14号	土地改良法による換地計画について	1件
報告第17号	農地法第5条の規定による許可申請の取下について	1件
報告第18号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	2件
報告第19号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	6件
報告第20号	非農地証明について	5件
報告第21号	水田埋め立てによる農地改良届出について	1件
報告第22号	農業生産法人報告書の提出について	4件

#### 4 出席委員

第1番	江波一男君	第2番	田中榮作君
第3番	野村一男君	第4番	藤井孝君
第5番	笠井保雄君	第6番	松岡清治君
第7番	藤井澄子君	第8番	大田幹代君
第9番	歳光時正君	第10番	杉村洋治君
第11番	福田栄司君	第12番	山崎弘子君
第14番	村木実君	第15番	松田孝行君

第16番	山崎光夫君	第17番	水井規雅君
第18番	石村敏昭君	第19番	秋貞啓子君
第20番	白石純治君	第21番	有馬俊雅君
第22番	小林一雄君	第24番	長谷川和美君
第25番	杉村龍男君	第26番	藤井和典君
第27番	梅田洋治君	第28番	椎木人志君
第29番	大江静人君	第30番	弘中壽君
第31番	岩田学君 (職務代理者)		
第32番	西田孝美君 (会長)		

## 5 欠席委員

第13番	林定子君	第23番	高橋恵君
------	------	------	------

## 6 関係人

農林課 課長 中村光男  
課長補佐 柳井新一  
係長 藤井明宏  
係長 弥益孝二

## 7 事務局職員

局長	茅原道夫	次長	山根卓彦
次長補佐	徳本純子	書記	林和史

事務局長

皆さん、おはようございます。

4月1日付けの人事異動により、事務局に着任いたしました●●でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総会に先立ちまして、4月1日付けの人事異動についてご報告いたします。

【人事異動報告】

事務局次長

【次長挨拶】

事務局長

それでは、●●農林課長のほか職員の方が来ておられますので、ご挨拶とご紹介、並びに農林課の予算概要について説明をお願いいたします。

【課長挨拶】

【課長予算概要説明】

【職員紹介】

ここで、農林課の方は退席されます。ありがとうございました。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は32名中30名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第13番 林 定子委員、第23番 高橋 恵委員の2名でございまして、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

次に、総会の開始の前に、議案書の訂正をお願いします。

議案書4頁の議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請についての1番から5番の5件につきまして、委員の皆様にお配りした後に不備があることが判明し、申請者へ確認したところ、本日の審議までに資料が揃わないため、今回は審議を取りやめ、次回の総会でお願いすることになると考えておりますので、削除をお願いします。大変申し訳ありませんでした。

それでは、議長お願いいたします。

開会（午前10時17分～）

議長

それでは只今より、平成27年第4回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第30番、弘中 壽委員さん、第31番、岩田 学委員さん、のご両名にお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第11号を議題といたします。1番と2番ですが譲受人が同一人で、土地の所在も隣接していますので一括して、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案3件でございます。

1番と2番について一括してご説明いたします。申請地は、●●地区の市街化調整区域の大字●●字●●、字●●、及び字●●に所在する農用地区域内農地の田、6筆の6,622平方メートル、及び畑、3筆の911平方メートル、合計9筆の7,533平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は高齢で通作が困難となり農業後継者もいないため譲り渡すとされ、譲受人は以前から農業に関心があり、通作も可能なため譲り受けるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思われまます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は75アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は水稻を作付けされるほか、梅、桃などの果樹や大根、ニンジン、ホウレンソウなど野菜を栽培されることとであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第16番

16番の●●です。第1番と2番については、事務局から説明がありましたように譲受人が同一人で関連があるということで、はじめに1番についてですが、去る5月5日、譲渡人と譲受人とそのお父さんと現地に行き調査しましたので、その結果を報告します。申請地は2筆あり、畑・田となっており、現在何も植えてありませんが、すぐ植えられる状況にあり農地がよく管理されておりました。先程、事務局から説明がありましたように譲渡人は高齢で後継者もないことから、以前から農業に関心のあった譲受人に譲り渡されるものです。譲受人は、新規就農者になっておりますが、今まで実家の方で農業を手伝っておられ、農業の経験もありますし、農機具等については譲渡人から譲り受けられることになっております。また、譲受人は農業に熱意のある方で、今後は野菜等を作り●●の方にも出荷されるよう聞いておりますので、何ら問題になることはないと思われまますのでよろしくご審議の程お願いいたします。

続いて、2番についてですが、申請地は7筆ありますが、地目が田になっているところは、昨年まで水稻の作付けがされており、一部ですが、耕作さ

れていないところは、草刈等を行いよく管理されておりました。地目が畑になっているところは、一部、玉ねぎなど野菜が植えてあり、残りは八朔や梅、柿等果樹が植えてありました。今回1番同様、譲渡人は高齢で後継者もないことから、農業に関心のある譲受人に譲り渡されるものです。譲受人は、農機具等については、譲り受けられ特に米作りをしたいとのことであり、また、実家も農業をされており手伝いもされるそうで、距離的にも通作可能と思われる。何ら問題になることはないと思われるますので、よろしくご審議の程、お願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番と2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第11号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第11号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

3番についてご説明いたします。申請地は●●地区の白地地区の大字●●●●字●●●●及び字●●●●に所在する農用地区域内農地の田、3筆の600平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は相続しましたが農業をする意志がない

ため譲り渡すとされ、譲受人は申請地が耕作地の隣地で利便性が良いため贈与により譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は50アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人はブルーベリーやイチジクなどの果樹を栽培されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第19番

19番の●●でございます。現地につきましては、譲受人と3月30日に確認して参りました。譲受人の自宅と所有の山林との間にあります。現地は隣人である譲渡人の土地であります。農業をしたこともなく、耕作は難しいということでした。それも4月1日に電話で確認しております。譲受人は、



現在は田となっている現地を畑として、ブルーベリーやイチジクなどの果樹を植える計画を立てておられます。現在、芝桜の咲く里として、観光客が訪れる●●●の中で、現地は国道沿いより見える位置にありまして、荒廃すると見栄えが悪くなることを譲受人が案じておられますし、現在、他の自宅近くの土地も意欲的に耕作をしておられます。耕作につきましては、問題なく行われると思いますので、ご検討をいただきたいと思います。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第11号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第12号を議題とします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の3ページをお開きください。議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第4条の規定による許可申請は1議案1件でございます。それではご説明いたします。

申請人は、今回転用申請地の相続人5名です。5名全て周南市外に居住しており、職業は全員が無職です。県道●●●線道路改良工事により家屋の立ち退きに伴い、所有する農地へ新たに住居を建築したものです。

先月、開催されました第3回総会において、同じ申請人から太陽光発電施設を設置するため許可申請がなされた土地を調査した際に、違反転用が判明し報告をいたしました件でございます。

公共工事に協力のためとはいえ、農地法の規定を認識しておらず住居を建

築してしまい反省するとともに今後は農地法の規定を遵守いたしますとの始末書が提出されております。

まず、申請地の位置からご説明いたします。申請地は、JR●●線の●●駅から南西、●●方面に約360メートル、県道●●●●線沿いに位置しております。●●●●●●支所と道を挟んで対面に位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、●●●3丁目174番1、地目は田、地積は、360平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図及び排水計画図を表示)

続きまして、土地利用計画図及び排水計画図でございます。

(スクリーンに、平面図等を表示)

次に、平面図です。そして次が、立面図と断面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、都市計画法により、用途地域が第1種住居地域と定められた第3種農地です。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、既に建築済みでございます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておまして、汚水については下水道に排出されます。また、雨水につきましては、道路側溝へ排出されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます

ます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから  
の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第 5 番

5 番の●●でございます。第 1 番について去る 4 月 3 日現地調査いたしましたので報告いたします。申請地の位置については、事務局の説明のとおり  
ですので省略いたします。今回の申請は、前回の委員会で説明のありました  
農地法第 4 条の規定による農地転用申請で、内容は事業用太陽光設備の設置  
で現地調査の際、隣接する建物の敷地が農地法の許可を受けていないことが  
判明しましたので、今回、この件について、許可申請が出されました。この  
建物は、県道●●線を路線変更するため山口県に立ち退きを求められ、道路  
用地に土地を提供し、平成 20 年に建て替えられたものです。申請者 5 人は  
全員遠方に住んでおられ墓参等兄弟皆が帰省した際に利用すべく建て替えた  
そうです。建て替えに際しましては、建築士に依頼し万全を期し建て替えら  
れたものと理解しておりましたが、調査した結果ご指摘のとおりであること  
がわかりました。これも農地法をよく理解せず不始末をしましたことをお詫  
びし、今後、十分反省、農地法の規定を遵守いたしますという申請者全員の  
始末書が添付されておりました。防除計画書に添って調査しましたが何ら問  
題ありませんでした。以上ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の 1 番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第 1 5 番

家を建築する場合は、事前に建築会社が手続きを行うのではないですか。

今は手続等はやらないのですかね。どのようになっているのでしょうか。

議長

現地が、道路改良、区画整理等周辺地が住宅地になっており形状もそのようになっていたため、見落とされていたのではないのでしょうか。  
なお、始末書も提出されており建築後既に7年も経っている状況です。

議長

よろしいでしょうか。他にはありませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第12号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第13号を議題とします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の5ページをお願いいたします。議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、1議案1件でございます。それでは、ご説明いたします。

申請人は、周南市内で太陽光発電や再生エネルギーに関する事業及び管理を行う株式会社です。

売電事業を行うため、申請地を借用し、発電出力1,178キロワット、ソーラーパネル約7,600平方メートルとフェンスや沈砂池など付帯設備を設置する太陽光発電施設、いわゆるメガソーラーを設置しているものでございます。

申請地は、周囲を山林に囲まれ昭和63年頃から人手不足で原野となり、平成25年1月11日付けで非農地として非農地証明書を交付した土地に隣接するものでありますが、その際申請漏れとなっておりました。工事を進め

て行く過程で、この事が判明し、今回の申請となったものです。

工事を請け負った業者が、この2筆を申請せず工事を行ったことは、不注意とはいえ今回の不祥事について謹んで深くお詫びするとのお詫言書が提出されております。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、JR●●線●●駅から北西へ約2.2キロメートルのところに位置しており、市道●●●●線の北側でございます。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●●字●●●911番2、911番3地目は畑、地積は、2筆合わせて1,107平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図及び排水計画図を表示)

続きまして、土地利用計画図及び排水計画図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、その他農地として第2種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておりました、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、既に施工工事がなされております。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、既に、経済産業省の太陽光発電設備に係る設備認定済みであり、中国電力との発電設備系統連系申し込みも承諾済みです。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付され

ており問題なしと判断されます。なお、利用状況から、雨水だけとなるのでこれまでと変わりませんが、造成に伴い排水施設を設けております。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第6番

6番の●●です。6番について、去る、3月29日申請人と現地調査、確認をしましたので、報告いたします。なお、譲渡人は、現在県外へ単身赴任されていますので、電話で確認しました。

現地は、譲渡人が贈与により取得された土地で、両親が亡くなられて以降、20年以上耕作しておらず荒れたままでしたので、隣接地の所有者と一緒に土地を有効活用できることから、太陽光発電設備を設置することにされました。

現地は、ほぼ工事が終わっていました。譲渡人は、工事区域内に申請地以外にも土地を所有されていますが、この2筆だけについて事前の調査が十分でなかったということで、始末書に記載されているとおりです。

周辺は山林で、農地に与える影響もなく、問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の6番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第13号6番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、6番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第14号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の6ページをお願いいたします。

議案第14号「土地改良法による換地計画について」

新農業構造改善事業●●北部(●●第2換地区)地区の換地計画について、土地改良法第52条第8項の規定により、別紙のとおり諮問を受けたので、委員会の同意を求める。

平成27年4月10日 提出 周南市農業委員会会長 西田孝美

別添の別紙をご覧ください。

議長

それでは、この案件につきまして、農林課の●●係長に来ていただいておりますので、説明をお願いいたします。

農林課

農林課の●●でございます。よろしく申し上げます。

それでは新農業構造改善事業、●●北部地区(●●第2換地区)の概要につきましてご説明させていただきます。

最初に位置ですが、別紙の位置図をご参照ください。場所ですが、国道●号から県道●●●●線を2キロメートルほど北上した丘陵地になります。

事業実施年度は、平成元年度から平成5年度、第1換地区と合わせた総事業費は、1億8千3百万円です。第2換地区は、地区面積1.9ヘクタール、関係農家戸数は4戸となっております。

平成27年3月12日に換地委員会を開催し、換地計画についてご了承いただいております。詳細につきましては、別紙換地計画書のとおりでございます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。昨年第1換地工区でご審議をいただいておりますので、この度、第2換地工区ということでこれで●●地区の換地が全て完了することになります。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第14号につきまして、採決を行います。

同意することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第14号につきましては、同意する旨、答申いたします。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

事務局長

報告第17号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

議案書の7ページをお願いいたします。報告第17号「農地法第5条の規定による許可申請の取下について」を、ご説明いたします。

平成27年2月19日に受付し、3月9日の総会で許可となりました農地法第5条による許可申請案件1件につきまして3月19日付で取下書が提出されました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第17号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第17号を終わります。続きまして、報告第18号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願い



いたします。

事務局長

議案書の8ページをお願いいたします。報告第18号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は2件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第18号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第18号を終わります。

続きまして、報告第19号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の9ページ、10ページをお願いいたします。報告第19号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は6件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第19号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第19号を終わります。続きまして、報告第20号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の11ページをお願いいたします。報告第20号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は5件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第20号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第31番

5条申請で以前許可をとり、そのままにしておいて非農地証明の申請がされたのが4番で1件ありますが、これはどのようになっていますか。

第15番

申請地は、●●の●●生コンの入口の反対側の埋め立てしてあった所でして、太陽光設置のためこのような手続きが必要になると聞いております。

議長

よろしいでしょうか。他にはありませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第20号を終わります。

続きまして、報告第21号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の12ページをお願いいたします。報告第21号「水田埋め立てによる農地改良届出について」を、ご説明いたします。

水田埋め立てによる農地改良届出については、議案書のとおり1件ございました。内容については記載のとおりでございます。地区担当農業委員さん共々現地を確認いたしております。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第21号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第21号を終わります。

続きまして、報告第22号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の13ページをお願いいたします。報告第22号「農業生産法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農業生産法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は4件ございました。添付書類も含め完備しており、農業生産法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第22号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第22号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成27年第4回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時53分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成27年4月10日

周南市農業委員会

会 長 雨 田 孝 美

委 員 松 中 希

委 員 岩 田 学